

## 田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例

制定	昭和46年6月25日	条例第2号
改正	昭和57年3月11日	条例第1号
改正	平成5年12月27日	条例第1号
改正	平成11年11月17日	条例第1号
改正	平成16年9月30日	条例第1号
改正	平成17年4月28日	条例第1号
改正	平成18年2月28日	条例第1号
改正	令和6年11月25日	条例第2号

(目的)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者名を記入し、管理者印を押さなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行なう。

田辺市庁舎掲示場	田辺市東山一丁目5番1号
みなべ町庁舎掲示場	日高郡みなべ町芝742番地
白浜町庁舎掲示場	西牟婁郡白浜町1600番地
上富田町庁舎掲示場	西牟婁郡上富田町朝来763番地
すさみ町庁舎掲示場	西牟婁郡すさみ町周参見4089番地

**第3条** 前条の規定は、規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年3月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年12月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年11月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年9月30日条例第1号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17年4月28日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則**（平成18年2月28日条例第1号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**（令和6年11月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。